

〔変動金利定期預金〕

1. 商品名	・変動金利定期預金
2. 販売対象	・単利型：個人、法人 ・複利型：個人のみ
3. 期間	・定型方式 …1年、2年、3年（複利型は3年のみ） ・期日指定方式…1年超3年未満（単利型のみ） ・定型方式の場合は、預入時の申し出により自動継続（元金継続、元利継続）のお取り扱いができます。ただし、単利型は元金継続のみとなります。
4. 預入 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・一括預入 ・1,000円以上 ・1円単位
5. 払戻方法	・満期日以後に一括して払戻します。
6. 利息 (1) 適用金利 (2) 利払方法 (頻度) (3) 計算方法	・変動金利 ・預入後6ヵ月間は預入時の店頭表示の利率を約定利率として適用し、預入日から6ヵ月毎に当金庫が預入の際に提示するスーパー定期預金[単利型]・大口定期預金の6ヵ月ものの店頭表示の利率に、この預金の預入日から満期日までの期間に応じた上乗せ利率を加えた利率により適用利率を変更します。なお、金利情勢等により上乗せ利率は0%となることがあります。 ・自動継続後の利率は、継続日における店頭表示の利率を適用します。 ・単利型：中間利払日（預入日から満期日の前日までの間に到来する預入日の6ヵ月毎の応当日）以後および満期日以後に分割して支払います。なお、中間利払日に支払う利息は、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および中間利払利率（約定利率（利率を変更したときは変更後の利率）×70%）により計算します。 ・複利型：満期日以後に一括してお支払いします。 ・単利型：付利単位を1円とし、1年を365日とする日割計算 ・複利型：付利単位を1円とし、1年を365日とする日割計算で6ヵ月毎の複利計算
7. 税金	・個人の利息には20%（国税15%、地方税5%）の税金がかかります。 （ただし、マル優を利用の場合は除きます） ※2037年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%（国税15.315%、地方税5%）の税金がかかります。 ・法人は総合課税となります（非課税法人は除きます）。
8. 手数料	・ありません。
9. 付加できる 特約事項	・個人の自動継続扱いのものは「総合口座」の担保とすることができます。 （貸越利率は担保定期預金の約定利率に0.5%上乗せした利率） ・少額貯蓄非課税制度の対象となる個人のお客さまは、マル優のお取り扱いができます。
10. 中途解約時の 取扱い	・単利型 満期日前に解約する場合は、解約日まで経過した各中間利払日数および別表の預入期間に応じた期限前解約利率により計算した利息、ならびに解約日まで経過した最後の中間利払日から解約日の前日までの日数および別表の預入期間に応じた期限前解約利率により計算した利息の合計額（期限前解約利息）とともに支払います。 なお、中間払利息が支払われている場合には、期限前解約利息との差額を精算します。 ・複利型 満期日前に解約する場合は、別表の預入期間に応じた期限前解約利率および預入日から解約日の前日までの日数により6ヵ月毎の複利計算した期限前解約利息とともに支払います。
11. 金利情報の 入手方法	・金利は店頭備え付けの金利表示ボードまたは窓口へご照会ください。
12. 苦情処理措置・ 紛争解決措置	・苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはリスク統括部（9時～17時、電話：0120-001-772）にお申し出ください。 ・紛争解決措置 所定の弁護士会が設置運営する仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、営業店に配備されている「当金庫における苦情処理措置・紛争解決処理等の概要」に記載された受付機関にお申し出ください。 ・なお、所定の各弁護士会に直接申し立てていただくことも可能です。
13. その他参考事項	・満期日以後の利息は、解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します。 ・預金保険制度の付保対象預金です。預金保険によって元金1,000万円までとその利息が保護の対象となります（当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元金を合計して1,000万円までとその利息が保護されます）。